

福祉バスの利用について（障害福祉課）

- 対象 障害のある方とその保護者及び介護人を構成員とする団体
- 目的 親睦、研修、見学、レクリエーション等
- 利用可能日 原則として年末年始を除く毎日
- 運行範囲 北陸3県で日帰りできる範囲
- 利用可能時間 午前9時30分～午後5時

※バスが車庫（御供田町）を午前9時に出発して午後5時30分着が可能な時間

※安全なバス利用のため、余裕をもって運行コースの計画をしてください。

- 定員
 - 普通席 15席
 - 補助席 6席（シートベルト無し）
 - 車いす固定席 2席

※運転席と助手席の間の補助席は、車両のエンジン上となり、足元が狭くなっています。

※補助席にはシートベルトが付いていません。補助席を使用される場合は、

高速道路（自動車専用道路を含む）を利用できません。ご理解の上、ご利用ください。

介助者についてお願い ※必ず守ってください！

介助を必要とする方がバスを利用される時は、介助者の同行をお願いします。

（介助例）介助が必要な方の荷物等運搬介助

※バス利用者の安全確認・確保のため、介助者は運転者の指示に従ってください。

福祉バス利用心得

安全のため座席のシートベルト着用にご協力ください。後部座席も着用義務があります。

- 1 利用日、利用時間、運行コース変更は原則として認めません。
- 2 危険防止のため申込みのあった出発地、途中乗車、目的地、途中降車、帰着地等以外での乗車や下車はできません。
- 3 乗車中は、運転者の指示に従い、車内での飲酒、危険な行為はしないでください。
また、運転者等への食事や心付け等は固くお断りします。
- 4 利用中に体の具合が悪くなった時の処置や、その他、利用者に関する一切のことは、引率責任者または介助者がおこなってください。
- 5 運転には十分注意していますが、利用者各自でも急停止時等に備えて注意してください。
- 6 行事中の万一の事故（バスの事故を除く）に備えて、損害保険の加入をおすすめします。
万一の場合、やむを得ず運行を中止することもありますのでご了承ください。
- 7 故意又は重大な過失でバスを損傷した時は、利用団体の負担で原状に回復してください。
- 8 利用結果報告書は、必要事項を記入の上、利用後当日中に必ず運転者に渡してください。
- 9 車内のごみは各自で持ち帰り、利用後は引率責任者が忘れ物等の点検をしてください。
- 10 利用時に必要な有料道路及び駐車場等の料金は、利用団体の負担となります。
- 11 リフト利用時は、運転者の指示に従って、必ず安全を確認してください。
- 12 障害者福祉バスの利用については、下記へお尋ねください。

金沢市福祉健康局障害福祉課 TEL 220-2289 FAX 232-0294

【利用日当日の連絡先】運営委託事業者（株式会社 中日本ツアーバス）

TEL 090-1318-5848 090-2091-8384